

中間（全体）技術検査実施要領

（趣旨）

第1 この要領は、「箱根町工事等検査要綱」（以下「要綱」という。）第3条に規定する中間（全体）技術検査（以下「検査」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（対象工事等）

第2 この要領に定める用語の定義は、要綱第2条に定めるところによる。

2 検査の対象とする工事は、次の各号に掲げる工事とする。

（1）低入札価格契約工事

（2）大規模工事

原則として箱根町の発注する大型工事に関する取り扱い基準に定める工事

（3）重要構造物等工事

橋梁（上部工、下部工）、トンネル、シールド、地下駐車場、大規模堰堤、大規模分水路の本体工事（ただし、維持・修繕工事を除く）

（4）その他、町長が必要と認めた工事

3 町長等は、前項で対象となる工事について特記仕様書等に明示するものとする。

（実施計画）

第3 検査の実施時期は、工事の進捗が概ね20～80%の範囲で出来形検査の時期及び当該工種を考慮し、工事の各段階の変化点等、施工上の重要な時期に行うことを原則とする。

2 実施回数は、原則年2回行うものとする。ただし、その工事の重要度に応じて実施回数を増減できる。

3 工事主管課は、請負者が提出した工程表に基づいて、検査の日程調整を行うものとする。（検査の実施時期が出来形検査と同時期になる場合は、出来形検査のみとすることが出来る。）

（その他）

第4 この要領の定めによりがたい場合は、実施方法等について契約担当課と協議するものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。